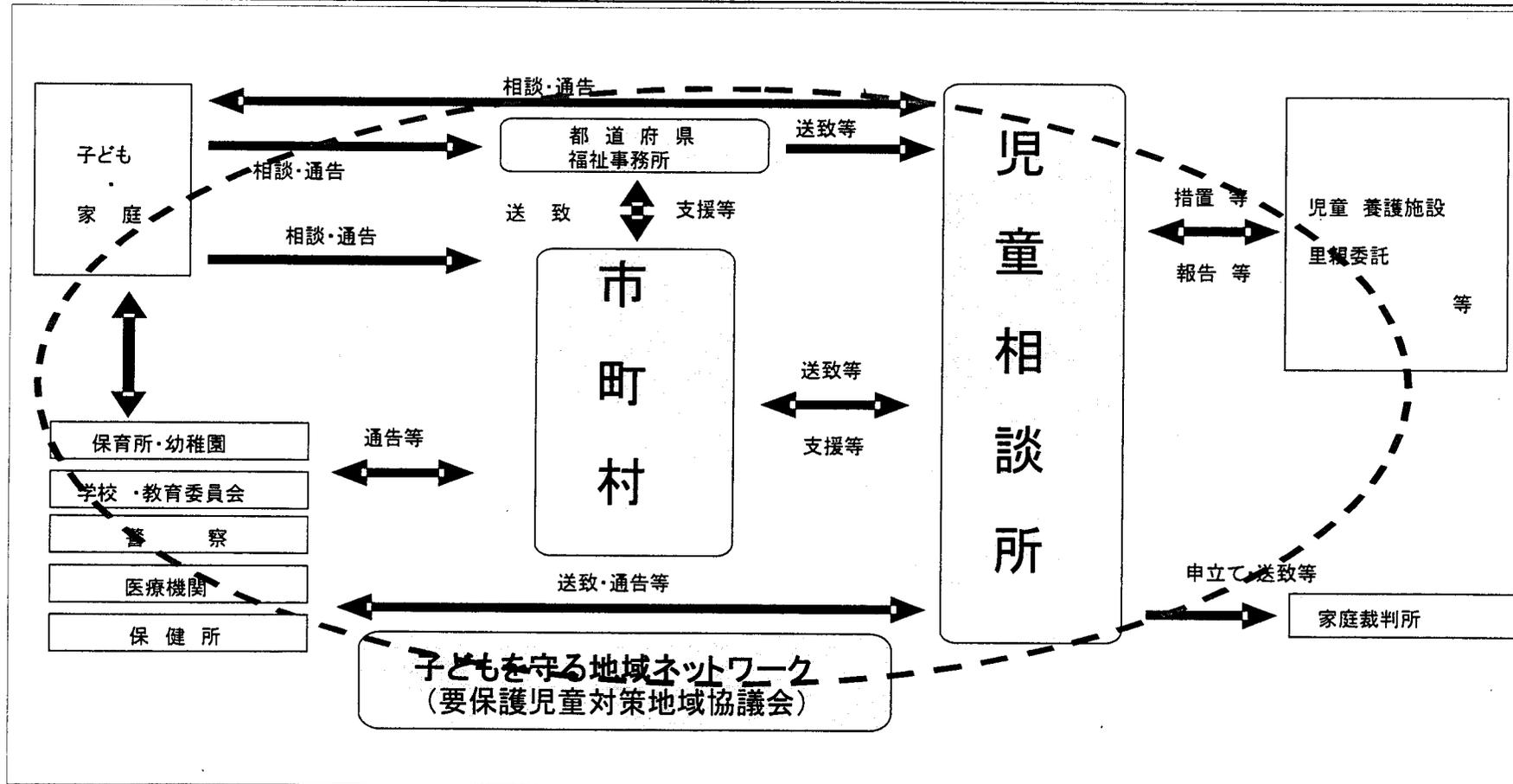


地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められている(平成20年4月1日現在、94.1%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。))。



市町村相談体制の現状

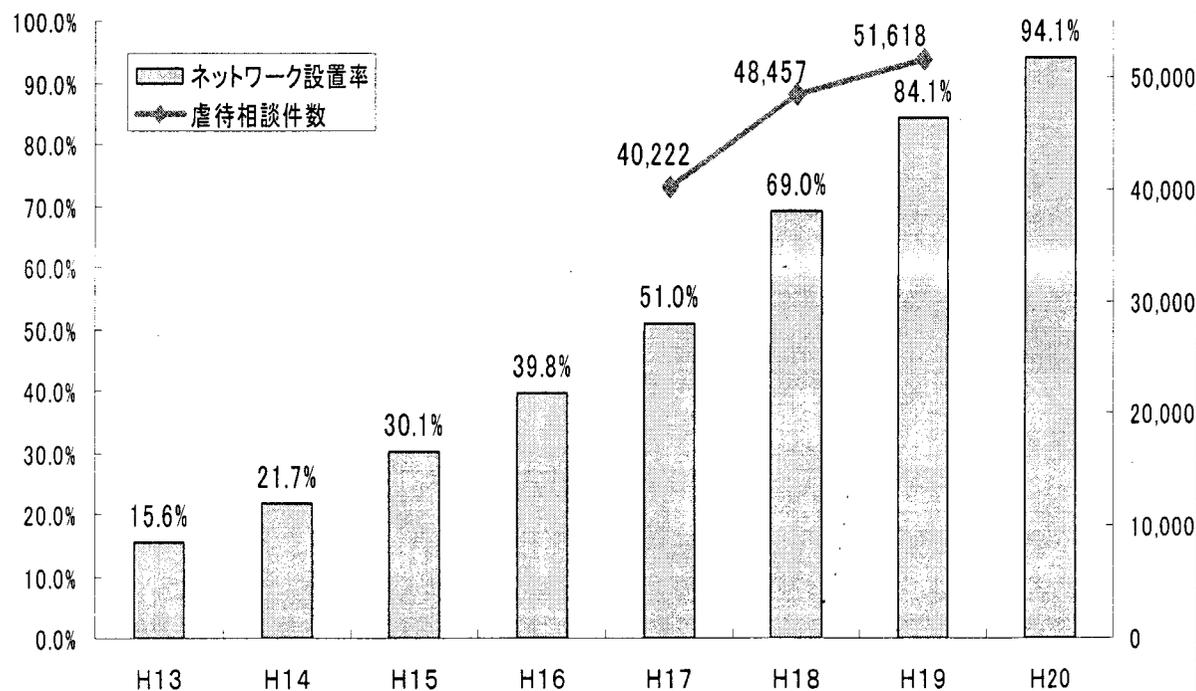
○ 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。

[児童虐待防止法第6条第1項]

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置率は、平成20年4月1日現在、全市町村の94.1%にまで進んでいる。

子どもを守る地域ネットワーク設置率と市町村虐待相談対応件数



※ 設置率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

◆ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の概要

[経緯]

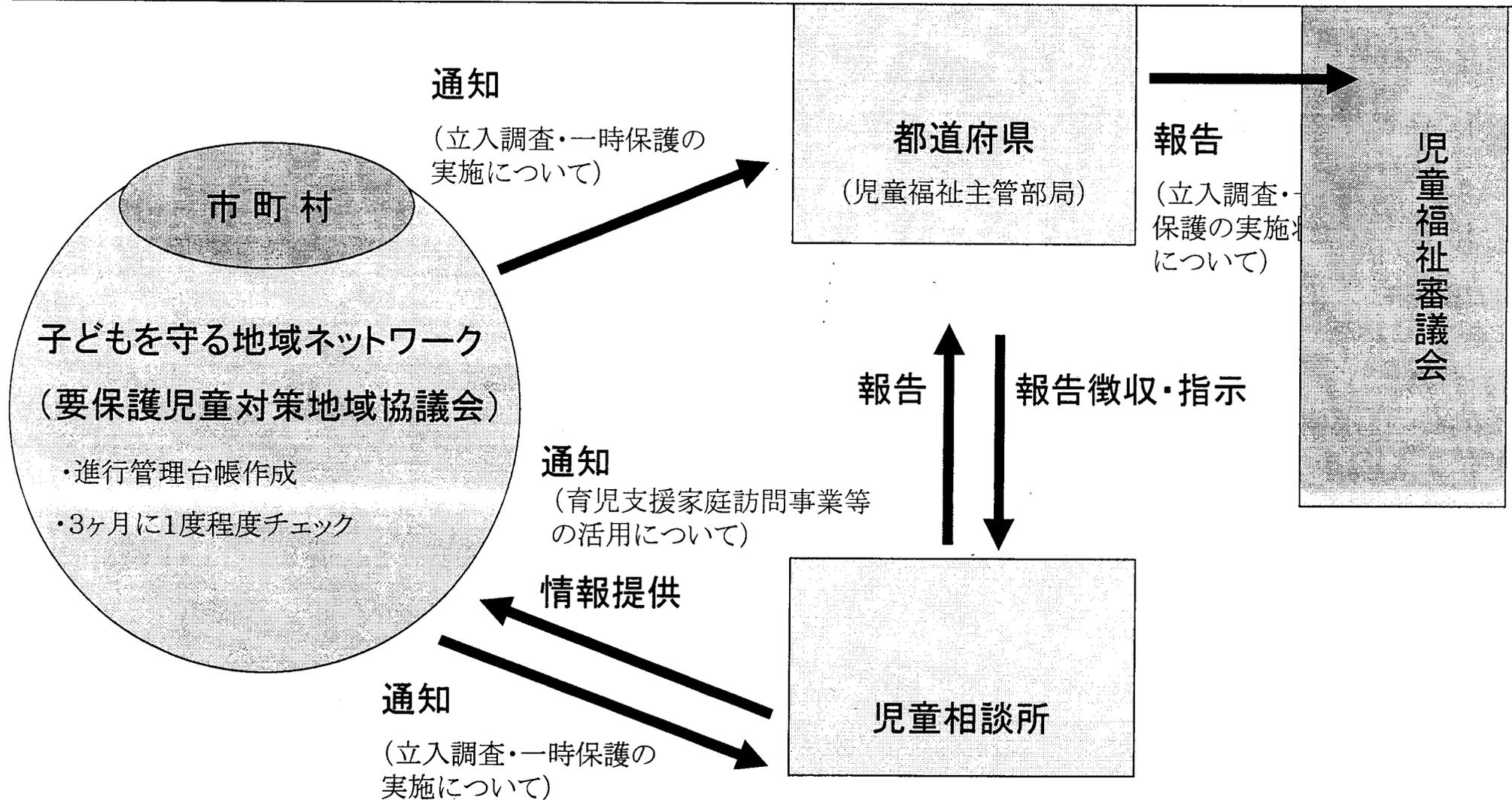
- 平成 9年 児童虐待防止市町村ネットワーク事業として創設
- 平成16年 要保護児童対策地域協議会の法定化(H17.4.1施行)
- 平成17年 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針発出
- 平成19年 地方公共団体による設置の努力義務化(H20.4.1施行)
- 平成20年 協議対象の拡大、調整機関に一定の専門性を持つ者を置くよう努力義務化(H21.4.1施行)

[特徴]

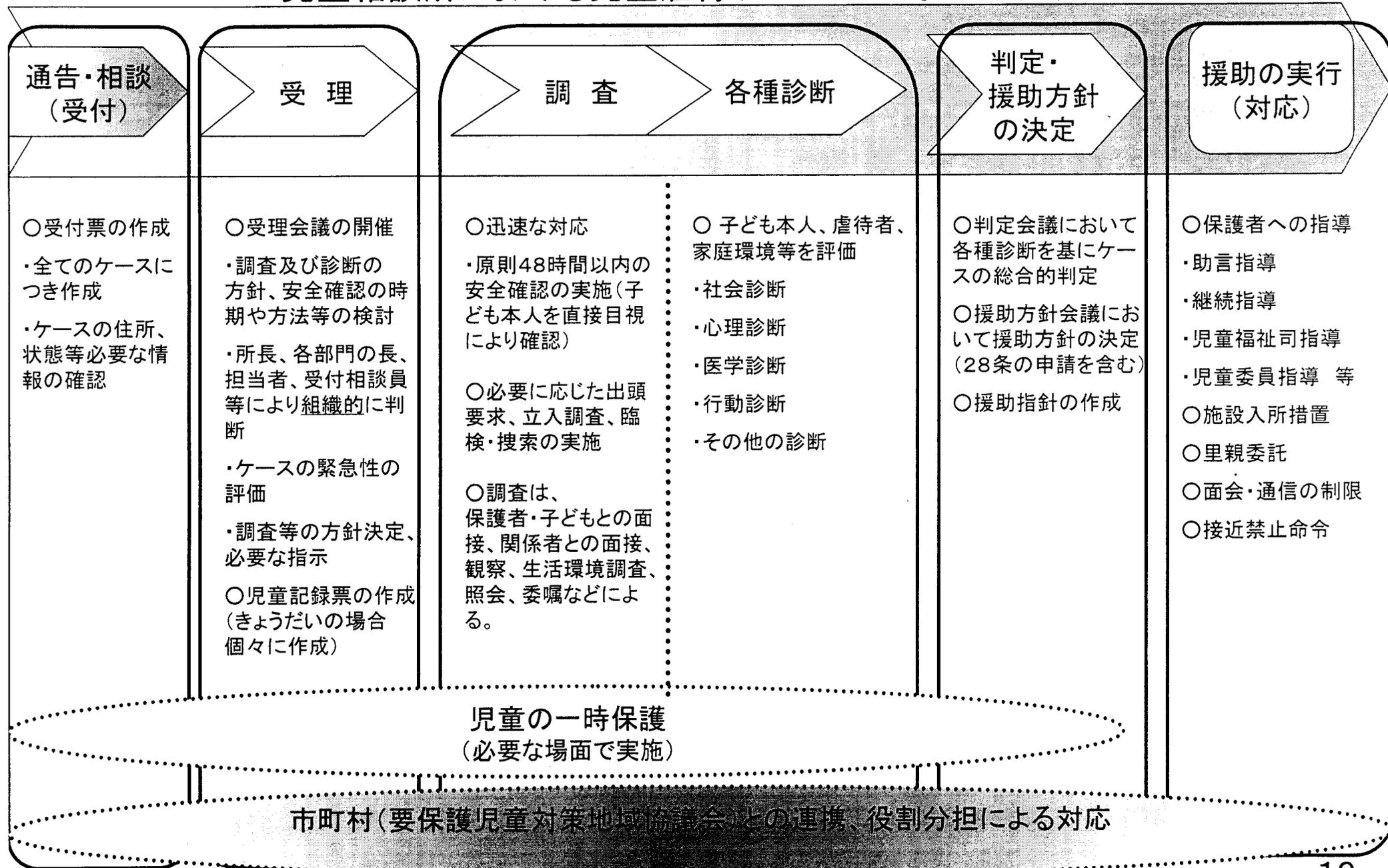
- ・ 構成機関の円滑な情報共有
- ・ 構成機関の守秘義務(罰則つき)
- ・ ケース進行管理等を一元的に行う機関(調整機関)の選定

児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携等について

○児童相談所と市町村等の連携の強化を図るとともに、児童虐待対応に関する都道府県児童福祉主管部局の関与を強化することにより、迅速かつ確実な立入調査・一時保護の実施を確保。



児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順



市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み市町村の割合	都道府県数(構成比)
100%	26 (55.3%)
80%~99%	17 (36.2%)
60%~79%	4 (8.5%)
40%~59%	0 (0.0%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	148	82.2%	24	13.3%	172	95.6%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
宮城県	25	69.4%	9	25.0%	34	94.4%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
福島県	30	50.0%	15	25.0%	45	75.0%
茨城県	40	90.9%	1	2.3%	41	93.2%
栃木県	31	100.0%	-	-	31	100.0%
群馬県	38	100.0%	-	-	38	100.0%
埼玉県	69	98.6%	1	1.4%	70	100.0%
千葉県	36	64.3%	20	35.7%	56	100.0%
東京都	57	91.9%	-	-	57	91.9%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	26	83.9%	1	3.2%	27	87.1%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	26	92.9%	1	3.6%	27	96.4%
長野県	64	79.0%	5	6.2%	69	85.2%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	26	63.4%	14	34.1%	40	97.6%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%
三重県	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
滋賀県	13	50.0%	13	50.0%	26	100.0%
京都府	16	61.5%	7	26.9%	23	88.5%
大阪府	41	95.3%	2	4.7%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	21	53.8%	8	20.5%	29	74.4%
和歌山県	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	25	92.6%	2	7.4%	27	100.0%
広島県	20	87.0%	3	13.0%	23	100.0%
山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
徳島県	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%
香川県	11	64.7%	3	17.6%	14	82.4%
愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
高知県	23	67.6%	4	11.8%	27	79.4%
福岡県	52	78.8%	10	15.2%	62	93.9%
佐賀県	18	90.0%	-	-	18	90.0%
長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
熊本県	45	93.8%	2	4.2%	47	97.9%
大分県	17	94.4%	-	-	17	94.4%
宮崎県	22	73.3%	2	6.7%	24	80.0%
鹿児島県	33	71.7%	6	13.0%	39	84.8%
沖縄県	25	61.0%	7	17.1%	32	78.0%
全 国	1,532	84.6%	173	9.6%	1,705	94.1%
平成19年度	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

※ 平成20年4月1日現在

市町村における児童家庭相談体制の状況

	平成19. 4	→	平成20.4
児童家庭相談業務 相談窓口に従事する職員数	5, 880人	→	6, 830人(+950)
要保護児童対策地域協議会 調整機関担当職員数	3, 047人	→	4, 534人(+1,467)
地域協議会調整機関職員 児童福祉司任用資格 同様の資格を有職員の割合 <small>[]内は調整機関担当職員に占める割合</small>	333人 [10.9%]	→	559人(+226) [12.3%]
地域協議会調整機関職員 何らかの専門資格(*1)を 有する職員数 <small>[]内は調整機関担当職員に占める割合</small>	1, 190人 [39.1%]	→	1, 754人(+564) [38.7%]

* 1「何らかの専門資格を有する者」とは保健師・助産師・看護師・教員免許有する者・保育士・社会福祉主事の資格を有する者

子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

